

清川清掃車庫等整備に関する基本協定書 (案)

【単独企業の場合】

本基本協定書（案）は、優先交渉権者の提案内容等を踏まえ、区及び優先交渉権者との協議により、各条項を適宜変更します。

清川清掃車庫等整備に関する基本協定書（案）

清川清掃車庫等整備（以下「本事業」という。）の実施に関して、台東区（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、甲が実施した本事業に係る技術提案の公募手続き（以下「本公募手続」という。）において、乙の技術提案を特定したことを確認し、甲と乙が相互に協力して円滑かつ確実に本事業を遂行するため、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、本基本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

（規定の適用関係）

第3条 本事業は、本基本協定第6条から第10条に基づき締結される各契約書（以下「契約書」という。）、甲が本公募手続において配布した一切の資料（要求水準書を含む。）及び当該資料に係る質問回答書（以下「説明書等」という。）、並びに本公募手続において乙の技術提案に関して乙が甲に提出した一切の資料（以下「技術提案書」という。）に準拠する。これらの記載内容に矛盾又は相違がある場合には、本基本協定、契約書、説明書等、技術提案書の順に優先して適用される。

2 本基本協定、契約書又は説明書等それぞれの書類間で矛盾又は相違があるとの疑義が生じた場合は、甲と乙との間において協議の上、かかる記載内容に関する事項を前項に従い決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、本基本協定書等（本基本協定、契約書及び説明書等をいう。以下この項において同じ。）と技術提案書の内容に差異がある場合には、技術提案書に記載された提案内容が本基本協定書等に記載された水準を上回るときに限り、当該上回る部分については技術提案書の提案内容が優先して適用される。

（事業の期間）

第4条 本事業の期間は、本基本協定の締結の日を開始し、令和12年2月28日、第8条第9項、第9条第9項若しくは第10条第9項に定める価格等の交渉の不成立が確定した日又はその他理由の如何を問わず、本事業が終了した日のいずれか早く到来した日までとする。

（事業の概要）

第5条 本事業は、下表の設計・監理・施工業務（以下「本業務」という。）から構成するものとし、乙は本基本協定及び契約書に基づき業務を履行する。

区分	概要
関連工事① 【設計Ⅰ（施工Ⅰ）】	【先行工事】東側スロープ等の解体、既存建物消火設備付替え、土壌汚染対策(汚染土排出)南側
清川清掃車庫等の整備	清川清掃車庫等建築工事、電気・機械設備工事、昇降機工

業務【設計Ⅱ（施工Ⅱ）】	事、外構工事
関連工事② 【設計Ⅲ（施工Ⅲ）】	【解体工事等】既存建物の解体（地上部）、西側スロープ等の解体、土壌汚染対策（汚染土排出）北側

（設計業務委託の契約手続等）

第6条 甲及び乙は、本基本協定締結後速やかに、説明書等に含まれる様式及び内容による設計Ⅰ、設計Ⅱ並びに設計Ⅲの全ての設計業務委託に係る契約（以下「設計業務委託契約」という。）を締結する。

（工事監理業務委託の契約手続等）

第7条 甲及び乙は、次条に規定する施工Ⅰの契約手続等と同時期に、説明書等に含まれる様式及び内容による施工Ⅰ、施工Ⅱ並びに施工Ⅲの全ての工事監理業務委託に係る契約（以下「工事監理業務委託契約」という。）を締結する。

（関連工事①【施工Ⅰ】の契約手続等）

第8条 甲は、設計業務委託契約に基づき乙から引き渡しを受けた成果物等を基に、乙に対し関連工事①【施工Ⅰ】の内訳が確認できる事業費内訳書を付した見積書（単価及び要求水準書で規定する積算基準に基づいた数量を明記すること）、及び数量調書、見積条件書（以下この条において「当初見積書等」という。）の様式及び内容並びにそれぞれの提出方法、提出期日等を通知する。

2 乙は、前項の通知に従った様式及び内容の当初見積書等を作成し、甲の指定する提出方法により提出する。

3 当初見積書等における関連工事①【施工Ⅰ】の事業費は、技術提案書記載の提案事業費（以下「提案事業費」という。）のうち関連工事①【施工Ⅰ】の工事施工業務に係る事業費（〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含み、税率は10%で算出する。））を超えてはならない（以下この条において、かかる金額を「上限契約金額」という。）。

4 甲及び乙は、前項に示す関連工事①【施工Ⅰ】の当初見積書等の内容について、関連工事①【施工Ⅰ】の契約前に価格等の交渉を行い（ただし、事業費については上限契約金額を超えてはならない。）、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。

5 前項により価格等の交渉が成立した場合は、乙は、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた見積書等（以下この条において「改定見積書等」という。）を、第2項に定める様式及び内容で作成し、甲の指定する提出方法により提出期日までに提出する。

6 甲は、改定見積書等に基づき予定価格を定める。

7 乙は、第2項に定める様式及び内容の最終的な見積書等（以下この条において「最終見積書等」という。）を作成し、甲の指定する提出方法により提出し、甲が確認する。

8 甲及び乙は、前項の確認の結果、最終見積書等における関連工事①【施工Ⅰ】の事業費が予定価格を下回った場合は、説明書等に含まれる様式及び内容による関連工事①【施工Ⅰ】に係る契約を締結する。

9 第4項の規定に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

(清川清掃車庫等の整備業務【施工Ⅱ】の契約手続等)

- 第9条 甲は、設計業務委託契約に基づき乙から引き渡しを受けた成果物等を基に、乙に対し清川清掃車庫等（以下「本施設」という。）の整備業務【施工Ⅱ】の内訳が確認できる事業費内訳書を付した見積書（単価及び要求水準書で規定する積算基準に基づいた数量を明記すること）、及び数量調書、見積条件書（以下この条において「当初見積書等」という。）の様式及び内容並びにそれぞれの提出方法、提出期日等を通知する。
- 2 乙は、前項の通知に従った様式及び内容の当初見積書等を作成し、甲の指定する提出方法により提出する。
- 3 当初見積書等における本施設の整備業務【施工Ⅱ】の事業費は、提案事業費のうち本施設の整備業務【施工Ⅱ】の工事施工業務に係る事業費（〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含み、税率は10%で算出する。))を超えてはならない（以下この条において、かかる金額を「上限契約金額」という。))。
- 4 甲及び乙は、前項に示す本施設の整備業務【施工Ⅱ】の当初見積書等の内容について、本施設の整備業務【施工Ⅱ】の契約前に価格等の交渉を行い（ただし、事業費については上限契約金額を超えてはならない。）、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- 5 前項により価格等の交渉が成立した場合は、乙は、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた見積書等（以下この条において「改定見積書等」という。）を、第2項に定める様式及び内容で作成し、甲の指定する提出方法により提出期日までに提出する。
- 6 甲は、改定見積書等に基づき予定価格を定める。
- 7 乙は、第2項に定める様式及び内容の最終的な見積書等（以下この条において「最終見積書等」という。）を作成し、甲の指定する提出方法により提出し、甲が確認する。
- 8 甲及び乙は、前項の確認の結果、最終見積書等における本施設の整備業務【施工Ⅱ】の事業費が予定価格を下回った場合は、説明書等に含まれる様式及び内容による本施設の整備業務【施工Ⅱ】に係る契約を締結する。
- 9 第4項の規定に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

(関連工事②【施工Ⅲ】の契約手続等)

- 第10条 甲は、設計業務委託契約に基づき乙から引き渡しを受けた成果物等を基に、乙に対し関連工事②【施工Ⅲ】の内訳が確認できる事業費内訳書を付した見積書（単価及び要求水準書で規定する積算基準に基づいた数量を明記すること）、及び数量調書、見積条件書（以下この条において「当初見積書等」という。）の様式及び内容並びにそれぞれの提出方法、提出期日等を通知する。
- 2 乙は、前項の通知に従った様式及び内容の当初見積書等を作成し、甲の指定する提出方法により提出する。
- 3 当初見積書等における関連工事②【施工Ⅲ】の事業費は、提案事業費のうち関連工事②【施工Ⅲ】の工事施工業務に係る事業費（〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含み、税率は10%で算出する。))を超えてはならない（以下この条において、かかる金額を「上限契約金額」という。))。
- 4 甲及び乙は、前項に示す関連工事②【施工Ⅲ】の当初見積書等の内容について、関連工事②【施工Ⅲ】の契約前に価格等の交渉を行い（ただし、事業費については上限契約金額を超えてはならない。）、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。

- 5 前項により価格等の交渉が成立した場合は、乙は、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた見積書等（以下この条において「改定見積書等」という。）を、第2項に定める様式及び内容で作成し、甲の指定する提出方法により提出期日までに提出する。
- 6 甲は、改定見積書等に基づき予定価格を定める。
- 7 乙は、第2項に定める様式及び内容の最終的な見積書等（以下この条において「最終見積書等」という。）を作成し、甲の指定する提出方法により提出し、甲が確認する。
- 8 甲及び乙は、前項の確認の結果、最終見積書等における関連工事②【施工Ⅲ】の事業費が予定価格を下回った場合は、説明書等に含まれる様式及び内容による関連工事②【施工Ⅲ】に係る契約を締結する。
- 9 第4項の規定に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

（価格等の交渉の不成立）

- 第11条 価格等の交渉が不成立となった場合、甲は、非特定となった旨及びその理由を書面により通知する。
- 2 いずれの責にも帰すべからざる事由により、価格等の交渉が不成立となった場合、設計業務委託契約に基づく業務委託料、工事監理業務委託契約に基づく業務委託料及び第8条又は第9条の規定に基づき既に締結した契約に基づく事業費等を除き、本基本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第17条から第23条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（統括代理人等）

- 第12条 乙は、統括代理人を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに甲に通知しなければならない。また、統括代理人を変更したときも同様とする。
- 2 統括代理人は、本事業に係る契約の履行に関し、事業の管理及び統括を行うほか、次の各号に掲げる権限を除く、本事業に係る契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- （1）契約代金額の変更
 - （2）履行期間の変更
 - （3）契約代金額の請求及び受理
 - （4）次条第1項の請求の受理
 - （5）次条第2項の決定及び通知
 - （6）本事業に係る契約の解除
- 3 乙は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認及び解除を、統括代理人を経由して行い、甲は、本事業に係る契約に定める請求、通知、報告、申出、確認、承諾等を、統括代理人を経由して行う。
- 4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 5 乙は、統括代理人に委任する権限のうち、工事施工等業務に係る権限に限り、現場代理人に委任することができる。なお、現場代理人に委任する権限がある場合は、あらかじめ、委任する権限の内容を甲に通知しなければならない。

(統括代理人の変更等の請求)

- 第13条 甲は、統括代理人がその職務の執行につき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために著しく不相当と認められる場合には、乙に対して、その理由を明示した書面により、統括代理人の変更等の必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の請求があった場合には、当該請求に係る措置について決定し、その結果について請求を受けた日から7日以内に甲に通知しなければならない。

(提案事業費の遵守)

- 第14条 乙は、提案事業費を遵守する。
- 2 乙は、第8条から第10条における契約の締結までの間において、要求水準（説明書等に基づき甲が本事業について乙に求める水準をいい、技術提案書に記載された提案内容が説明書等に示された水準を上回る場合は、第3条第3項に基づき当該上回る部分については技術提案書の提案内容の水準を適用するものをいう。以下同じ。）の変更又は法令変更（消費税等の税率変更を除く。）等の事態が生じた場合においても、第8条第3項、第9条第3項及び第10条第3項に規定するそれぞれの上限契約金額（以下「各上限契約金額」という。）の範囲内で第8条から第10条における契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、自らの努力のみでは合理的に要求水準を満たすことができず、その変更が必要と認める場合、各上限契約金額を上限とした要求水準の変更の提案を行い、甲と協議する。
- 4 第8条から第10条における契約締結までの物価変動については、乙は、原則として上限契約金額の範囲内で締結するよう最大限の努力をするものとする。ただし、日本国内において著しい物価変動が生じた場合等、各上限契約金額が不相当となった場合は、甲は乙と協議するものとする。
- 5 甲は、前2項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について、公表することができる。

(業務完了期限の遵守)

- 第15条 乙は、技術提案書記載の業務完了期限（令和○年○月○日）を遵守する。
- 2 乙は、本基本協定の締結後14日以内に、本基本協定の締結日から業務完了期限までの事業工程表を作成し、甲に提出するとともに確認を受けなければならない。
- 3 乙は、本事業を事業工程表に従い実施し、事業工程表に基づく工程の管理を、自らの責任において、適正に行わなければならない。
- 4 乙は、事業工程表について変更があった場合には、速やかに甲に当該変更後の事業工程表を提出して、確認を得なければならない。
- 5 甲は、前項の確認の結果、事業工程表の内容が要求水準に適合しないと認める場合には乙に是正を求めることができる。この場合、乙は、自らの責任で速やかに是正を行い、前項の確認を受けなければならない。
- 6 乙は、第8条から第10条における契約手続きにおいて、要求水準の変更又は法令変更等の事態が生じた場合においても、業務完了期限を遵守するよう最大限の努力をするものとする。
- 7 乙は、前項の場合において、自らの努力のみでは合理的に業務完了期限を遵守することができず、要求水準の変更が必要と認める場合、要求水準の変更について、甲と協議する。
- 8 甲は、前項の協議を行った場合には、協議の過程及び結果について、公表することができる。

(関連工事の調整)

- 第16条 乙は、甲又はその他関係者が本事業により整備される施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事が、本業務の遂行上密接に関連する場合は、第三者の行う当該工事（以下「第三者工事等」という。）の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う。
- 2 第三者工事等が実施される場合においても、原則として業務完了期限の延期や事業費の増加は行わない。ただし、甲がやむを得ないものとして認めた場合は、この限りではない。
- 3 乙は、第三者工事等が実施される場合、第三者工事等を実施する第三者及びその使用人等に関する責任を負わない。ただし、乙による調整が不適当と認められる場合は、この限りではない。

(履行の担保)

- 第17条 乙は、要求水準を遵守し、甲と十分協議を行いながら本事業を実施しなければならない。
- 2 要求水準の内容が、乙における是正の措置を講じてもなお達成されないことが明らかになった場合、甲は、要求水準の未達成分に相当する金額を違約金相当額として請求することができる。
- 3 乙は、技術提案書の内容については、甲の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとする。なお、本事業の完了時に乙側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合又は本事業の完了前にあっても履行できないと認められた場合は、甲は技術提案書不履行に関し前項に準じた措置を乙に対し行うものとする。
- 4 契約締結後の違約金については、契約約款に基づき処理する。
- 5 提案内容と異なる方法等で同等の機能・品質を達成し、甲が認めたときは違約金を減額、又は免除する場合がある。

(設計成果の取扱い等)

- 第18条 乙は、本事業に関して甲に提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）が、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）等を侵害するものではないことを、甲に対して保証する。乙は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
- 2 甲は、甲及び乙の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合も、成立した場合と同様に、設計業務の報告書の完成検査及び支払いを行い、成果物の引き渡しを受けるものとする。また、その場合には乙は、本事業に関して必要な範囲で成果物の利用を無償で甲及び甲の指定する者（以下「新契約者」という。）に許諾するものとする。
- 3 甲及び乙の間で価格等の交渉の不成立が確定した場合において、その時点までの設計成果に当初の乙の特許権等が含まれ、又は当該特許権等を使用することが前提となっており、前項に基づく設計業務の成果物の無償許諾に加えて新契約者が当該特許権等（前項に基づく成果物の無償許諾の範囲に含まれるものを除く。）の使用を希望するときは、当該使用者が当該特許権等の使用の許諾を申請するとともに合理的な許諾料を支払うことを前提として、乙は、当該特許権等の使用を許諾するものとする。

(協定の解除等)

第19条 乙（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、本基本協定を解除すること、未締結の契約書を締結しないこと、及び締結済みの契約書を解除することができる。

(1) 本基本協定又は契約書（以下「本基本協定等」という。）に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本基本協定等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本基本協定等が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本基本協定等に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙（共同企業体にあつては、その構成員）が、前項各号のいずれかに該当したときは、前項に基づき本基本協定等を解除したか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、設計業務委託契約の契約金額と各上限契約金額の合計額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額（本基本協定等の解除により生じた損害の額を含む。）が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(権利義務の譲渡等)

第20条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本基本協定上の地位及び本基本協定に基づく権利義務を、第三者に譲渡し若しくは承継させ又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第21条 乙は、本基本協定に関連して甲から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本基本協定の履行以外の目的に使用し、又は甲の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第22条 本基本協定に規定する各事項は、甲及び乙の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第23条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本基本協定等に関して生じた当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、本条の定めは、契約書における紛争解決に関する規定（管轄裁判所、あっせん又は調停、仲裁に関する規定を含む。）に優先して適用される。

(その他)

第24条 本基本協定に定めのない事項又は本基本協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が誠実に協議するものとする。本基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 所在地 東京都台東区東上野四丁目5番6号

東京都台東区

氏 名 東京都台東区長 服部 征夫 印

乙 所在地

氏 名 ○○○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 印